

地域避難所の指定の考え方等について

1 地域避難所について

区内の避難所の指定基準等については、目黒区地域防災計画において次のとおり定めている。

【地域防災計画抜粋】

○第1部 目黒区における防災力の向上に向けて

第九章 避難者対策

第3-1節 具体的な取組<予防対策>

第2 避難所等の指定

2 指定の考え方

避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 避難所は、原則として、小学校区を単位として指定します。
- (2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を指定します。

○第4部 風水害対策

第二章 水害応急対策計画

第2節 風水害等避難計画

第5 避難所

1 避難所の開設

- (4) 避難所は警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上の発令時に、原則として区立小中学校等に開設します。（目黒川流域については、菅刈小学校、東山小学校、烏森小学校、中目黒小学校、大鳥中学校を予定。 ※土砂災害のみ第一中学校も開設。また、下目黒小学校、向原小学校及び田道小学校については、浸水想定区域にあるため除外。）

2 水害ハザードマップについて

水害ハザードマップは、大雨による河川の氾濫（外水氾濫）と下水道からの流水による浸水（内水氾濫）を合わせて表示した「城南地区河川流域浸水予想区域図（平成30年12月東京都作成）」に基づき、浸水する区域やその程度、避難所を示し、区民の皆さんの避難などに役立つように作成した地図である。

「想定し得る最大規模の降雨」（総雨量690ミリメートル、時間雨量153ミリメートル）があった場合に、シミュレーションにより予測される浸水状況を基にしている。

3 呑川流域の豪雨対策について

東京都においては、「水害から都民の生命を守る」、「出水時も必要不可欠な都市機能を確保する」、「水害による財産被害を軽減する」という3つの項目を、豪雨対策の目的として、平成26年6月に改定した「東京都豪雨対策基本方針」に基づき、河川・下水道整備、流域対策等の取組を進めている。

さらに、同方針を踏まえた流域別の計画として、平成31年3月に「呑川流域豪雨対策計画」が定められている。

同計画では、豪雨対策の目標として、①時間75ミリの降雨までは浸水被害を防止すること、②目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保することを掲げ、下水道施設の整備などを行うこととしている。

以 上